

市区町村別集計項目(推進体制等)

岩手県	
市区町村数	33

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						17	21	6			32					
3	201	盛岡市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	盛岡市男女共同参画推進条例	2019年6月28日	2019年6月28日	0	第3次盛岡市男女共同参画推進計画	2020年7月31日 ~ 2030年3月31日	1	1	
3	202	宮古市	生活課	1	2	1	1				0	第5次宮古市男女共同参画基本計画	2021年12月 ~ 2026年3月	1	1	
3	203	大船渡市	男女共同参画室	1	1	1	1	大船渡市男女共同参画推進条例	2002年2月27日	2002年4月1日		第4次大船渡市男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
3	205	花巻市	地域づくり課	1	2	0	1	花巻市男女共同参画推進条例	2006年1月1日	2006年1月1日		第2次花巻市男女共同参画基本計画「男女(みんな)が互いに認め合い、ともにきらめくまち」の実現に向けて	2016年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
3	206	北上市	地域づくり課	1	1	1	1	北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例	2019年3月22日	2019年4月1日		きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
3	207	久慈市	地域づくり振興課	1	2	1	1				0	第2次久慈市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
3	208	遠野市	生涯学習スポーツ課	1	2	0	0				0	第4次と・お・の いきいき参画プラン-第4次遠野市男女共同参画基本計画-	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
3	209	一関市	いきがづくり課	1	2	1	1				0	第4次いちのせき男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
3	210	陸前高田市	まちづくり推進課	1	2	0	1				0	陸前高田市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
3	211	釜石市	男女共同参画室	1	1	1	1				0	かまいし男女共同参画推進プラン2019	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
3	213	二戸市	公民連携推進課	1	2	0	1				0	第2次二戸市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
3	214	八幡平市	文化スポーツ課	1	2	0	0				0	第2次八幡平市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
3	215	奥州市	地域づくり推進課	1	2	1	1	奥州市男女共同参画推進条例	2007年3月14日	2007年3月14日		第2次奥州市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1	
3	216	滝沢市	地域づくり推進課	1	2	0	1				0	たきざわ輝きプラン2~滝沢市男女共同参画計画~	2015年4月 ~ 2023年3月	0	1	
3	301	雫石町	政策推進課	1	2	0	0				0	雫石町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
3	302	葛巻町	総務課	1	2	0	0				0	(葛巻町総合計画中期基本計画)	2020年4月 ~ 2024年3月	0	0	
3	303	岩手町	企画商工課	1	2	1	1				0	第3次いわてまち男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
3	321	紫波町	企画課 総合政策係	1	2	1	1				0	第二次紫波町男女共同参画推進計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
3	322	矢巾町	文化スポーツ課	1	2	1	1				0	田園都市やはば第2次男女共同参画プラン~中間改訂版~	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1	
3	366	西和賀町	生涯学習課	2	2	1	1				0	西和賀町男女共同参画プラン	2013年1月 ~ 2023年3月	0	1	
3	381	金ヶ崎町	中央生涯教育センター	1	2	0	1	金ヶ崎町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		(第3次金ヶ崎町男女共同参画基本計画)	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	0	
3	402	平泉町	まちづくり推進課	1	2	1	1				0	(平泉町男女共同参画プラン)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	0	
3	441	住田町	生涯学習係	2	2	1	0				0	第2次住田町男女共同参画計画	2020年9月 ~ 2026年3月	1	1	
3	461	大槌町	総務課	1	2	0	0				0	(第9次大槌町総合計画)	2019年4月 ~ 2028年3月	0	0	
3	482	山田町	政策企画課	1	2	0	0				0	第2次やまだ男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2026年3月	1	1	
3	483	岩泉町	社会教育室	2	2	1	0				0	第3次岩泉町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
3	484	田野畑村	企画観光課	1	2	0	1				0	(田野畑村総合計画前期基本計画)	2022年4月 ~ 2025年3月	0	0	
3	485	普代村	教育委員会事務局	2	2	0	0				2				0	
3	501	軽米町	総務課	1	2	0	0				0	第2次軽米町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
3	503	野田村	住民生活課	1	2	1	1				2	第2次野田村男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	0	1	
3	506	九戸村	教育委員会生涯学習係	2	2	1	1				2	九戸村男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
3	507	洋野町	町民生活課	1	2	0	0				0	第3次洋野町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
3	524	一戸町	生涯学習・協働推進課	1	2	0	0				0	第2次一戸町男女共同参画基本計画	2016年3月1日 ~ 2025年2月28日	0	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			1						0	1	0	1	0	0	1	0	
3	201	盛岡市	もりおか女性センター		020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号 プラザおでって1・5階	019-604-3303	019-601-4031	http://mjc.sankaku-npo.jp		○		○			○	
3	202	宮古市															
3	203	大船渡市															
3	205	花巻市															
3	206	北上市															
3	207	久慈市															
3	208	遠野市															
3	209	一関市															
3	210	陸前高田市															
3	211	釜石市															
3	213	二戸市															
3	214	八幡平市															
3	215	奥州市															
3	216	滝沢市															
3	301	雫石町															
3	302	葛巻町															
3	303	岩手町															
3	321	紫波町															
3	322	矢巾町															
3	366	西和賀町															
3	381	金ヶ崎町															
3	402	平泉町															
3	441	住田町															
3	461	大槌町															
3	482	山田町															
3	483	岩泉町															
3	484	田野畑村															
3	485	普代村															
3	501	軽米町															
3	503	野田村															
3	506	九戸村															
3	507	洋野町															
3	524	一戸町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			1															
3	201	盛岡市	もりおか女性センター	2000年6月1日	14	1	22,349	○	○	○	○		○	○				シングルマザー対象講座、男性対象講座、リプロダクティブヘルスライツ講座、非正規女性対象講座、LGBT講座
3	202	宮古市			0	0	0											
3	203	大船渡市			0	0	0											
3	205	花巻市			0	0	0											
3	206	北上市			0	0	0											
3	207	久慈市			0	0	0											
3	208	遠野市			0	0	0											
3	209	一関市			0	0	0											
3	210	陸前高田市			0	0	0											
3	211	釜石市			0	0	0											
3	213	二戸市			0	0	0											
3	214	八幡平市			0	0	0											
3	215	奥州市			0	0	0											
3	216	滝沢市			0	0	0											
3	301	雫石町			0	0	0											
3	302	葛巻町			0	0	0											
3	303	岩手町			0	0	0											
3	321	紫波町			0	0	0											
3	322	矢巾町			0	0	0											
3	366	西和賀町			0	0	0											
3	381	金ヶ崎町			0	0	0											
3	402	平泉町			0	0	0											
3	441	住田町			0	0	0											
3	461	大槌町			0	0	0											
3	482	山田町			0	0	0											
3	483	岩泉町			0	0	0											
3	484	田野畑村			0	0	0											
3	485	普代村			0	0	0											
3	501	軽米町			0	0	0											
3	503	野田村			0	0	0											
3	506	九戸村			0	0	0											
3	507	洋野町			0	0	0											
3	524	一戸町			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

岩手県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				1		14	0	0.0	16	0	0.0	19	0	0.0	18	0	0.0	2,427	125	5.2
3	201	盛岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							382	28	7.3
3	202	宮古市				1	0	0.0	1	0	0.0							229	7	3.1
3	203	大船渡市	1995年11月25日	男女共同参画社会実現に向けての大船渡宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							130	4	3.1
3	205	花巻市				1	0	0.0	2	0	0.0									
3	206	北上市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	207	久慈市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	5	3.5
3	208	遠野市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	1	1.6
3	209	一関市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	210	陸前高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							124	1	0.8
3	211	釜石市				1	0	0.0	1	0	0.0							135	12	8.9
3	213	二戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	21	13.6
3	214	八幡平市				1	0	0.0	1	0	0.0							99	15	15.2
3	215	奥州市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	216	滝沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	1	3.1
3	301	雫石町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
3	302	葛巻町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	1	3.1
3	303	岩手町										1	0	0.0	1	0	0.0	82	1	1.2
3	321	紫波町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	9	6.9
3	322	矢巾町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	0	0.0
3	366	西和賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
3	381	金ヶ崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	1	2.1
3	402	平泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
3	441	住田町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
3	461	大槌町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
3	482	山田町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
3	483	岩泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	95	2	2.1
3	484	田野畑村										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
3	485	普代村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
3	501	軽米町										1	0	0.0	0	0		89	4	4.5
3	503	野田村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	6.7
3	506	九戸村										1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5
3	507	洋野町										1	0	0.0	1	0	0.0	73	6	8.2
3	524	一戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値				目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード										
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
	小計			846	723	10,596	3,018	28.5					722	640	10,244	2,818	27.5	166	106	991	191	19.3	999	146	14.6	1,152	161	14.0						
3	201	盛岡市	40.0	2024年4月	103	98	1,352	407	30.1	法律、条例又は要綱等により設置されている審議会、懇談会等	56	54	863	280	32.4	6	6	37	10	27.0	53	15	28.3	54	15	27.8	1			1				
3	202	宮古市	40.0	2025年3月	79	49	655	215	32.8	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び市民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として規則、要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関	28	27	402	133	33.1	5	3	24	5	20.8				45	4	8.9	1			1				
3	203	大船渡市	40.0	2023年3月	53	48	705	247	35.0	1 地方自治法第180条の5に基づく審議会・委員会等 2 地方自治法第202条の3に基づく審議会・委員会等(法令により設置) 3 地方自治法第202条の3に基づく審議会・委員会等(条例により設置) 4 要綱等により設置されている審議会等	28	26	394	150	38.1	5	3	23	6	26.1	39	8	20.5	40	8	20.0	1			1				
3	205	花巻市	40.0	2024年3月	55	50	749	231	30.8	法律、条例、要綱等により設置している審議会、委員会等	33	33	454	148	32.6	5	4	38	12	31.6	35	8	22.9	36	8	22.2	1			1				
3	206	北上市	30.0	2026年3月	28	24	374	99	26.5	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会等(広域除き)	28	24	374	99	26.5	5	4	32	7	21.9				42	7	16.7	1			1				
3	207	久慈市	40.0	2025年3月	38	33	429	140	32.6	地方自治法など各課が所管する業務に関する関係法律及び市関係条例等により設置される審議会等	24	21	304	98	32.2	5	3	43	6	14.0	32	5	15.6	33	5	15.2	2	2022年5月1日	2	2022年5月1日	2	2022年5月1日		
3	208	遠野市	30.0	2025年3月	26	23	377	113	30.0	地方自治法(第202条の3)等に基づく審議会等 3及び4	31	28	482	138	28.6	5	5	33	9	27.3	29	3	10.3	30	3	10.0	1			1				
3	209	一関市	男女それぞれの委員総数が委員総数の40%以上である審議会等の数が前審議会数の60%	2026年3月までに	39	38	620	203	32.7		16	16	344	101	29.4	5	3	74	4	5.4	32	2	6.3	33	2	6.1	1			1				
3	210	陸前高田市	全委員の3分の1程度	2024年3月	29	26	380	79	20.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	28	25	368	77	20.9	5	4	35	9	25.7	25	6	24.0	26	6	23.1	1			1				
3	211	釜石市	45.0	2024年3月	57	55	795	291	36.6	条例、要綱、規則により設置している審議会等	29	28	462	197	42.6	5	4	23	9	39.1	38	13	34.2	39	13	33.3	1			1				
3	213	二戸市	30.0	2026年3月	26	26	334	89	26.6	地方自治法(第202条の3)	26	26	327	83	25.4	5	3	32	7	21.9	34	6	17.6	35	6	17.1	2	2021年4月1日	1					
3	214	八幡平市	27.0	2026年3月	24	18	297	71	23.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会の委員及び地方自治法第180条の5に基づく委員会の委員	17	14	232	55	23.7	5	2	32	4	12.5	32	3	9.4	33	3	9.1	1			1				
3	215	奥州市	40.0	2026年3月	29	27	620	154	24.8	地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等	27	25	555	133	24.0	5	2	76	6	7.9	49	7	14.3	50	7	14.0	1			1				
3	216	滝沢市	30.0	2023年3月	42	28	365	99	27.1	すべて	24	23	293	84	28.7	5	3	33	4	12.1	33	5	15.2	34	5	14.7	1			1				
3	301	雫石町	35.0	2025年3月	29	26	300	93	31.0	行政組織規則に定められている付属機関	30	27	374	101	27.0	5	3	24	5	20.8	40	3	7.5	41	3	7.3	1			1				
3	302	葛巻町								8	8	114	27	23.7	5	3	22	5	22.7	20	1	5.0	21	1	4.8	1			1					
3	303	岩手町	各委員ごとに目標を設定しているため	2027年3月	27	24	299	61	20.4	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4 要綱等により設置されている懇談会、会議等	22	21	275	55	20.0	5	3	24	6	25.0	19	2	10.5	20	2	10.0	1			1				
3	321	紫波町	30.0	2024年3月	14	11	156	34	21.8	法律もしくは政令または条例により設置されている審議会等	22	20	274	75	27.4	5	3	26	3	11.5	38	4	10.5	39	4	10.3	1			1				
3	322	矢巾町	33.0	2026年3月	29	26	460	114	24.8	矢巾町長部局行政組織規則第13条、矢巾町教育委員会行政組織規則第18条に定める審議会	29	26	460	114	24.8	5	3	29	5	17.2	52	8	15.4	53	8	15.1	1			1				
3	366	西和賀町								12	8	166	32	19.3	5	3	29	5	17.2	37	5	13.5	38	5	13.2	1			1					
3	381	金ヶ崎町								9	8	111	30	27.0	5	4	34	7	20.6	36	7	19.4	37	7	18.9	1			1		2	2021年4月1日		
3	402	平泉町	25.0	2025年3月	30	25	261	61	23.4	法令及び条例に基づく審議会、委員会等	25	22	241	57	23.7	5	3	20	4	20.0	23	2	8.7	24	2	8.3	1			1				
3	441	住田町	30.0	2026年3月	21	16	180	35	19.4	地方自治法180の5、地方自治法202条の3(法令により設置されているもの・条例により設置されているもの)	16	11	160	29	18.1	5	4	21	6	28.6	24	2	8.3	25	2	8.0	1			1				
3	461	大槌町								14	10	160	40	25.0	5	3	20	5	25.0	46	7	15.2	47	7	14.9	1			1					
3	482	山田町	30.0	2025年4月	14	11	173	45	26.0	地方自治法等に基づく審議会等	14	11	173	45	26.0	4	3	17	4	23.5	32	3	9.4	33	3	9.1	1			1				
3	483	岩泉町	20.0	2023年3月	20	16	285	44	15.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会	20	15	285	44	15.4	5	3	21	6	28.6	43	4	9.3	44	4	9.1	2	2020年9月1日	2	2021年9月1日	2	2022年9月1日		
3	484	田野畑村								11	8	102	32	31.4	5	3	20	5	25.0	24	5	20.8	25	5	20.0	1			1					
3	485	漣代村								8	6	80	11	13.8	5	3	24	5	20.8	28	1	3.6	29	1	3.4	1			1					
3	501	軽米町								11	11	169	49	29.0	5	2	23	2	8.7	25	1	4.0	26	1	3.8	1			1					
3	503	野田村								4	3	52	9	17.3	4	2	21	4	19.0	27	6	22.2	28	6	21.4	1			1					
3	506	九戸村	30.0	2028年3月	17	11	181	23	12.7	法律又は政令により設置されている審議会等	17	11	181	23	12.7	5	4	23	7	30.4	26	2	7.7	27	2	7.4	1			1				
3	507	洋野町	40.0	2026年3月	17	14	249	70	28.1	地方自治法第202条の3	20	15	307	72	23.5	5	2	29	4	13.8				36	4	11.1	1			1				
3	524	一戸町								16	12	234	35	15.0	5	3	23	5	21.7	28	2	7.1	29	2	6.9	1			1					

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				12	1の合計	30	0	27		1		27	26	26	26	26	23
				6	2の合計	1	22	3		29		2	2	2	2	4	2
				3	3の合計	1	6			0		2	2	2	1	2	
				12	4の合計	1	2					2	3	3	3	2	5
3	201	盛岡市	1	盛岡市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽微な文書等で、次に掲げる事項に該当するものとして総務部長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に当たる行為に該当しないもの (2) 職員としての身分に関しないもの (3) 職務の遂行又は事務処理において、誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの	盛岡市議会	1	2	1	盛岡市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1
3	202	宮古市	2		宮古市議会	1	3	1	宮古市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間前)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
3	203	大船渡市	1	大船渡市職員旧姓使用取扱規程 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に改姓前後の氏を証する書類を添えて、所属長を通じて、市長に申請しなければならない。	大船渡市議会	1	2	1	大船渡市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
3	205	花巻市	1	花巻市職員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 任命権者は、前条の申請書の提出があつた場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	花巻市議会	1	2	1	花巻市議会会議規則 (欠席の届出) 第89条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
3	206	北上市	1	北上市職員旧姓使用規程 第2条 職員は、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職務上単に氏名を使用するもの 職員録、職員配置図、名札、名刺、職場での呼称等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、職員の同一性が容易に確認できるもの 起案文書、回覧文書、復命書、事務引継書、公用車使用承認請求書等 (3) 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性が容易に確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの 出勤簿、時間外勤務等記録簿、休暇処理票、職務専念義務免除承認申請書等 (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽微な文書等	岩手県北上市議会	1	2	1	北上市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
3	207	久慈市	3	久慈市議会	1	3	1	久慈市議会委員会条例 (欠席の届出) 第15条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために、出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	久慈市議会の議員の議員報酬等の特に関する条例 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市議会の会議等 次に掲げる会議をいう。 ア 定例会議及び臨時会議の本会議 イ 久慈市議会委員会条例(平成18年久慈市条例第185号)に基づき設置された委員会の会議 ウ 地方自治法(昭和22年法律第87号)第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場 (2) 長期欠席期間 議員が、疾病その他の事由により市議会の会議等に出席できなくなった期間であって、当該期間が連続して90日を超えるものをいう。 (議員報酬の減額) 第3条 議員に長期欠席期間が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額に、長期欠席期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 90日を超え365日以下 100分の80 (2) 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、長期欠席期間の初日から起算して90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、長期欠席期間の末日の属する月までの議員報酬について適用する。ただし、議員報酬を減額した支給を開始すべき月に長期欠席期間を終えた議員に対する議員報酬については、同項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、適用する割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額される月の現日数を基礎として日割りにより計算する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前6月以内の期間において前条の規定により議員報酬の額を減額された月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、前条第1項に掲げる長期欠席期間に応じた割合を乗じて得た額とする。 2 前項の規定により期末手当を減額して支給する場合において、適用される前条第1項に掲げる長期欠席期間に応じた割合が異なる場合の期末手当の額は、割合が低い方を適用して計算する。 (適用除外) 第5条 長期欠席期間が次に掲げる事由により生じた場合は、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病 (2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項に規定する産前産後の期間の範囲内である場合に限り。 (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める場合	1	1	1	1	1	1
3	208	遠野市	1	遠野市議会	1	3	1	遠野市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
3	209	一関市	4	一関市議会	1	2	1	一関市議会会議規則(平成17年10月25日 議会規則第1号) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	
3	210	陸前高田市	2	陸前高田市議会	1	2	1	陸前高田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	4	
3	211	釜石市	2	釜石市議会	1	2	1	釜石市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
									議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
3 213	二戸市	3	二戸市議会	1	2	1	二戸市議会会議規則 (欠席の届出) 第89条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2. 委員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
3 214	八幡平市	4	八幡平市議会	1	3	2	奥州市議会会議規則	2			2	2	2	2	2	2
3 215	奥州市	1	岩手県奥州市議会	1	2	1	奥州市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他										
3	216	滝沢市	1	滝沢市職員服務規程 第13条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することを希望する場合は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。	滝沢市議会	1	2	1	滝沢市議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
3	301	栗石町	3		栗石町議会	1	2	1	栗石町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
3	302	葛巻町	2	岩手町職員旧姓使用取扱要綱 第1 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものとし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3箇月以内に、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の申請書は、所属長を経由して総務課長に提出するものとする。 (承認通知) 第5 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6 第5の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 (所属長及び使用者の責務) 第7 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、町民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることのないように努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 (承認の取消) 第8 町長は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (補則) 第9 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、別に定める。	葛巻町議会	1	3	2	岩手町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							3	3	3	3	3	3
3	303	岩手町	1		岩手町議会	1	2	1		2						1	1	1	1	1	4	
3	321	紫波町	2		紫波町議会	1	3	1	紫波町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
3	322	矢巾町	4		矢巾町議会	1	2	1	矢巾町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2	
3	366	西和賀町	1	西和賀町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、町長の承認を受けて法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間に使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れがないものにおいて旧姓を使用することができる。なお、戸籍上の氏を改めた場合を除き、旧姓の使用を中止した職員は、再び同じ旧姓を使用できないものとする。	西和賀町議会	1	2	1	西和賀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
3	381	金ヶ崎町	4		金ヶ崎町議会	1	2	1	金ヶ崎町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 議長は、前項の届け出のあった議員の氏名を、会議に報告しなければならない。	2					1	1	1	1	1	1	
3	402	平泉町	4		平泉町議会	2			住田町議会会議規則 第2条第2項						3	3	3	3	2	3	
3	441	住田町	1	住田町職員旧姓使用取扱規程 平成30年12月20日訓令第3号 住田町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、住田町職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第3号の規定による非常勤職員及び同法第22条第5項の規定による臨時任用職員(以下これらを「職員」という。)に適用する。 (責務) 第3条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に、適正な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、町民及び職場において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の申請) 第5条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、所属長を通じて、町長に申請しなければならない。 2 旧姓使用申請書は、婚姻等による戸籍上の氏を改めた日(新たに職員となった者が旧姓を使用しようとする場合にあつては、職員となった日)から起算して1月以内に提出しなければならない。 (承認の通知) 第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、旧姓使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、所属長を通じて、当該申請をした職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を通じて、町長に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした職員は、新たに婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合を除き、再び旧姓を使用することはできない。 3 町長は、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓を使用する職員に対し、旧姓の使用の中止を命ずることができる。 (旧姓使用者の異動等) 第8条 旧姓を使用する職員は、人事異動に当たり、職務遂行上又は事務処理上支障がないように異動先の所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 (派遣先の旧姓使用) 第9条 旧姓を使用する職員が国又は他の地方公共団体等に派遣された場合の当該職員の派遣先における旧姓の使用は、当該派遣先の団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この訓令に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、第5条第2項の規定にかかわらず、この訓令の施行の日から平成31年1月31日までの間に同条第1項の規定による申請を行うことにより、旧姓を使用することができる。	住田町議会	1	2	1	(欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
			大槻町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	大槻町議会	1	2	1	大槻町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
			4	山田町議会	4			山田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。															
			1	岩泉町議会	1	4	1	岩泉町議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
			4	田野畑村議会	1	2	1	田野畑村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
			2	普代村議会	1	2	1	普代村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
			4	軽米町議会	1	2	1	軽米町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
			4	野田村議会	1	4	2		2														
			4	九戸村議会	3																		
			4	洋野町議会	1	2	1	洋野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
			4	一戸町議会	1	2	1	一戸町議会会議規則 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
市区町村	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント等に関する規定がある倫理防規正	2. 議員向け研修を議員向け研修に口頭	3. 関係するハラスメント等に関する規定がある倫理防規正	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		0	0	5	3	0	0	0		0	1	1		3			
		0	3	9	0	0	0	0		0	7	0		28			
		0	1	19	0	0	0	0		0	25	0		2			
		33	29	0	0	0	0	2				32					
3 201	盛岡市	4	4	1				4	書籍購入時に、議員への紹介をしている。			3	4	1		盛岡市地域防災計画【本編】 第2章 災害予防計画 第24節 防災活動体制の整備計画 第8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、もりおか女性センターが地域における男女共同参画の視点に立った防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及びもりおか女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	
3 202	宮古市	4	4	3							3	4		2			
3 203	大船渡市	4	4	3							3	4		2			
3 205	花巻市	4	4	3							3	1		2		花巻市議会議員の通称名等の使用取扱要綱(通称名等の使用) 第2条 議員は、あらかじめ、議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがある場合又は社会通念上不適切と議長が判断するもの	
3 206	北上市	4	4	1				4	政治分野におけるハラスメントの防止パンフレット(内閣府作成)の配布等			1	4	2			
3 207	久慈市	4	4	3							3	4		2			
3 208	遠野市	4	4	1	1				遠野市議会倫理規則 第3条(9) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。			3	4	2			
3 209	一関市	4	4	3							3	4		2			
3 210	陸前高田市	4	3	3							3	4		2			
3 211	釜石市	4	4	2							3	4		2			
3 213	三戸市	4	4	3							3	4		2			
3 214	八幡平市	4	4	3							3	4		2			
3 215	奥州市	4	2	3							3	4		2			
3 216	滝沢市	4	4	3							3	4		2			
3 301	雫石町	4	2	2							3	4		2			
3 302	葛巻町	4	4	3							3	4		2			
3 303	岩手町	4	4	3							3	4		2			
3 321	紫波町	4	2	1	1				紫波町議会議員政治倫理条例 第4条 政治倫理に関する基準は、次のとおりとする。 (10) 嫌がらせ、強制、セクシュアル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。			3	4	2			

